

はじめに

令和元年12月に特定秘密保護法の施行から5年という節目を迎え、令和2年には同法を統一的に運用するための基準の見直しが行われました。

これらの点を踏まえ、当審査会では、施行後5年を迎えた同法の意義や運用基準の見直し項目の具体的内容などを中心として、活発な議論が行われました。

そして例年同様、公表できるものは公表するとの方針の下、こうした審査会の活動について、分かりやすい記述に努め、本報告書を取りまとめました。

昨年来、新型コロナウイルス感染症の世界的な広がりにより、社会生活が激変しました。3度にわたる感染症緊急事態宣言が発令されたほか、2020年東京オリンピック・パラリンピックが延期されるなど、感染症まん延の防止と社会機能維持のための措置が何よりも重要視されました。

当審査会においては、例年どおりの活動を進めることが困難な場面もありましたが、感染症拡大防止に留意し対策を講じながら、慎重に調査活動を進めてまいりました。

そうしたことから、本報告書の対象期間を例年より長い、令和3年3月末までとしたところです。

昨年10月の会長就任以来、これまでの経過と成果を踏まえつつ、審査会の活動がより有意義なものとなるよう取り組んでまいりました。本報告書によって、特定秘密保護制度の運用の常時監視という当審査会の活動についてご理解いただき、引き続き国民の皆様から信頼されるよう努めてまいります。



衆議院情報監視審査会

会長

松野 博一